第1441号
30.3.30
小郡三井医師会

福県医発第3201号（地）
平成30年3月26日

各　医　師　会　長　殿

福 岡 県 医 師 会
会長　松　田　峻一良
（公　印　省　略）

平成30年度生活保護法による出産扶助の取扱いについて（通知）

平成30年度生活保護法による出産扶助につきまして、生活保護基準の改定により、別紙のとおり取り扱う旨、福岡県福祉労働部長より通知がありましたので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
会長　白石恒明

２９保援第５２６６号
平成３０年３月１２日

福岡県医師会会長　殿

福岡県福祉労働部長
（保護・援護課保護医療係）

平成３０年度生活保護法による出産扶助の取扱いについて

生活保護法の運営に当たっては、平素から御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成３０年度生活保護法による出産扶助の基準額について別紙のとおり送付いたしますので、内容を御確認の上よろしくお取り計らいください。

なお、入院料は急性期一般入院料７を算定しておりますので申し添えます。

県医師会にて御承認いただけましたら、お手数ですが御連絡くださるようお願いいたします。

生活保護法による出産扶助の取り扱い（30．4．1）

1　福岡市・春日市・福津市で出産した場合について

（児童福祉法第36条の助産施設は除く）

1　基準額	施設分べん　293,000 円以内 居宅分べん　262,000 円以内	（特別基準　308,000 円以内） ※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。
2　加算 （1）入院料	ア　病院、診療所での分べん 6 日入院の場合　120,480 円以内 7 日入院の場合　140,560 円以内 8 日入院の場合　160,640 円以内	イ　助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合　68,208 円以内 7 日入院の場合　79,576 円以内 8 日入院の場合　89,944 円以内
（2）衛生材料費	5,700 円以内	5,700 円以内
3　施設分べん出産扶助の合計 （基準＋入院料＋衛生材料費）	ア　病院、診療所での分べん 一般基準　特別基準 6 日入院　419,180 円以内　434,180 円以内 7 日入院　439,260 円以内　454,260 円以内 8 日入院　459,340 円以内　474,340 円以内	イ　助産師、助産所等施設での分べん 一般基準　特別基準 6 日入院　366,908 円以内　381,908 円以内 7 日入院　378,276 円以内　393,276 円以内 8 日入院　388,644 円以内　403,644 円以内
4　居宅分べん	基準額　262,000 円以内　（特別基準　308,000 円以内）　衛生材料費　5,700 円以内 合　計　267,700 円以内　（特別基準　313,700 円以内）	
5　異常分べん	分べん料 施設分べん基準額　293,000 円以内　（特別基準　308,000 円以内）　衛生材料費　5,700 円以内 合　計　298,700 円以内　（特別基準　313,700 円以内） 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。（別冊問答集　問7－127参照）	
6　人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。（別冊問答集　問7－128参照） 施設分べん基準額　293,000 円以内　（特別基準は適用しない） 衛生材料費　5,700 円以内	
7　制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額（施設分べん、居宅分べん、特別基準）に 、30,000円 の範囲内において 特別基準の設定があったものとして、健康保険法施行令第36条第1号に規定する保険契約に関し 被保護者が追加的に必要となる費用の額を認定する。	

〈参　考〉　　入　院　料　算　定　基　礎　（単位：点）

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算（14日以内）	地　域加　算	療養環境加　算	食　事療　養　費	適用合計点数（1日当たり）
	急性期一般入院料7 1,332	450	9	25	192	2,008

助産師、助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算（7日以内）	加算	地　域加　算	食　事療　養　費	適用合計点数（1日当たり）7日以内	14日以内
	14日以内　861	100	15	9	151.8	1,136.8	1,036.8

（注）①　病院・診療所の一般病棟入院基本料は急性期一般入院料7を適用。
②　食事療養費は病院、診療所は（Ⅰ）、助産師、助産所等施設は（Ⅱ）を適用、いずれも3食分で算出。

生活保護法による出産扶助の取り扱い（30．4．1）

2 太宰府市・糸島市・糟屋郡新宮町・糟屋郡粕屋町・古賀市・久山町で出産した場合について

（児童福祉法第36条の助産施設は除く）

1 基準額	施設分べん　293,000 円以内 居宅分べん　262,000 円以内	（特別基準　308,000 円以内） ※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。
2 加算 (1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合　120,240 円以内 7 日入院の場合　140,280 円以内 8 日入院の場合　160,320 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合　67,968 円以内 7 日入院の場合　79,296 円以内 8 日入院の場合　89,624 円以内
(2)衛生材料費	5,700 円以内	5,700 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計 （基準＋入院料 ＋衛生材料費）	ア 病院、診療所での分べん 一般基準　特別基準 6 日入院　418,940 円以内　433,940 円以内 7 日入院　438,980 円以内　453,980 円以内 8 日入院　459,020 円以内　474,020 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準　特別基準 6 日入院　366,668 円以内　381,668 円以内 7 日入院　377,996 円以内　392,996 円以内 8 日入院　388,324 円以内　403,324 円以内
4 居宅分べん	基準額　262,000 円以内　（特別基準 308,000 円以内）　衛生材料費　5,700 円以内 合 計　267,700 円以内　（特別基準 313,700 円以内）	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額　293,000 円以内　（特別基準　308,000 円以内）　衛生材料費　5,700 円以内 合 計　298,700 円以内　（特別基準 313,700 円以内） 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。（別冊問答集　問7－127参照）	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。（別冊問答集　問7－128参照） 施設分べん基準額　293,000 円以内　（特別基準は適用しない） 衛生材料費　5,700 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額（施設分べん、居宅分べん、特別基準）に 、30,000円 の範囲内において特別基準の設定があったものとして、健康保険法施行令第36条第1号に規定する保険契約に関し被保護者が追加的に必要となる費用の額を認定する。	

〈参 考〉　入 院 料 算 定 基 礎　（単位：点）

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算（14日以内）	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数（1日当たり）
	急性期一般入院料7 1,332	450	5	25	192	2,004

助産師、助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算（7日以内）	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数（1日当たり） 7日以内	14日以内
	14日以内　861	100	15	5	151.8	1,132.8	1,032.8

（注）① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は急性期一般入院料7を適用。
② 食事療養費は病院、診療所は（Ⅰ）、助産師、助産所等施設は（Ⅱ）を適用、いずれも3食分で算出。

生活保護法による出産扶助の取り扱い（30．4．1）

3 北九州市・筑紫野市・糟屋郡宇美町・須恵町・志免町・飯塚市・大野城市・那珂川町で出産した場合について

（児童福祉法第36条の助産施設は除く）

1 基準額	施設分べん　293,000 円以内 （特別基準　308,000 円以内） 居宅分べん　262,000 円以内　※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。	
2 加算 （1）入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合　120,120 円以内 7 日入院の場合　140,140 円以内 8 日入院の場合　160,160 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合　67,848 円以内 7 日入院の場合　79,156 円以内 8 日入院の場合　89,464 円以内
（2）衛生材料費	5,700 円以内	5,700 円以内
3 施設分べん出産扶助の合計（基準＋入院料＋衛生材料費）	ア 病院、診療所での分べん 一般基準　特別基準 6 日入院　418,820 円以内　433,820 円以内 7 日入院　438,840 円以内　453,840 円以内 8 日入院　458,860 円以内　473,860 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準　特別基準 6 日入院　366,548 円以内　381,548 円以内 7 日入院　377,856 円以内　392,856 円以内 8 日入院　388,164 円以内　403,164 円以内
4 居宅分べん	基準額　262,000 円以内（特別基準 308,000 円以内）　衛生材料費　5,700 円以内 合 計　267,700 円以内（特別基準 313,700 円以内）	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額　293,000 円以内（特別基準　308,000 円以内）　衛生材料費　5,700 円以内 合 計　298,700 円以内（特別基準 313,700 円以内） 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。（別冊問答集 問7－127参照）	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。（別冊問答集 問7－128参照） 施設分べん基準額　293,000 円以内　（特別基準は適用しない） 衛生材料費　5,700 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額（施設分べん、居宅分べん、特別基準）に 、30,000円 の範囲内において特別基準の設定があったものとして、健康保険法施行令第36条第1号に規定する保険契約に関し被保護者が追加的に必要となる費用の額を認定する。	

〈参 考〉　入 院 料 算 定 基 礎　（単位：点）

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算（14日以内）	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数（1日当たり）
	急性期一般入院料7 1,332	450	3	25	192	2,002

助産師、助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算（7日以内）	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数（1日当たり） 7日以内	14日以内
	14日以内　861	100	15	3	151.8	1,130.8	1,030.8

（注）① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は急性期一般入院料7を適用。
② 食事療養費は病院、診療所は（Ⅰ）、助産師、助産所等施設は（Ⅱ）を適用、いずれも3食分で算出。

生活保護法による出産扶助の取り扱い（30．4．1）

4 福岡市・北九州市・飯塚市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・古賀市・福津市・糸島市・筑紫郡那珂川町・糟屋郡宇美町・志免町
須恵町・新宮町・久山町・粕屋町以外で出産した場合について

（児童福祉法第36条の助産施設は除く）

1 基準額	施設分べん　293,000 円以内 居宅分べん　262,000 円以内	（特別基準　308,000 円以内） ※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。
2 加算 (1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合　119,940 円以内 7 日入院の場合　139,930 円以内 8 日入院の場合　159,920 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合　67,668 円以内 7 日入院の場合　78,946 円以内 8 日入院の場合　89,224 円以内
(2)衛生材料費	5,700 円以内	5,700 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計 （基準＋入院料 ＋衛生材料費）	ア 病院、診療所での分べん 一般基準　特別基準 6 日入院　418,640 円以内　433,640 円以内 7 日入院　438,630 円以内　453,630 円以内 8 日入院　458,620 円以内　473,620 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準　特別基準 6 日入院　366,368 円以内　381,368 円以内 7 日入院　377,646 円以内　392,646 円以内 8 日入院　387,924 円以内　402,924 円以内
4 居宅分べん	基準額　262,000 円以内　（特別基準　308,000 円以内） 合 計　267,700 円以内　（特別基準　313,700 円以内）	衛生材料費　5,700 円以内
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額　293,000 円以内　（特別基準　308,000 円以内）　衛生材料費　5,700 円以内 合 計　298,700 円以内　（特別基準　313,700 円以内） 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。（別冊問答集　問7－127参照）	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。（別冊問答集　問7－128参照） 施設分べん基準額　293,000 円以内　（特別基準は適用しない） 衛生材料費　5,700 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額（施設分べん、居宅分べん、特別基準）に 、30,000円 の範囲内において 特別基準の設定があったものとして、健康保険法施行令第36条第1号に規定する保険契約に関し 被保護者が追加的に必要となる費用の額を認定する。	

〈参 考〉　入 院 料 算 定 基 礎　（単位：点）

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算（14日以内）	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数（1日当たり）
	急性期一般入院料7 1,332	450		25	192	1,999

助産師、助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算（7日以内）	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数（1日当たり） 7日以内	14日以内
	14日以内　861	100	15		151.8	1,127.8	1,027.8

（注）① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は急性期一般入院料7を適用。
② 食事療養費は病院、診療所は（Ⅰ）、助産師、助産所等施設は（Ⅱ）を適用、いずれも3食分で算出。